

# 鳥取県東部広域行政管理組合 令和5年度 第1回正副管理者会議

日 時 令和5年4月25日（火）10:00～12:00  
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎会議室

## — 日 程 —

### 【1】開 会

### 【2】管理者あいさつ

### 【3】議 事

#### 〔1〕議会臨時会（令和5年5月19日招集予定）提出議案

- 1 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について  
《議案第10号》（案）…………… 1
- 2 財産の取得について《議案第11号》（案）…………… 5
- 3 財産の取得について《議案第12号》（案）…………… 7
- 4 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について  
《議案第13号》（案）…………… 9

#### 〔2〕その他

##### ＜報告事項＞

- 1 可燃物処理施設「リンピアいなば」について…………… 資料4
- 2 消防庁舎整備事業の進捗について…………… 資料5
- 3 定年引上げ等における消防力の維持と定数管理について…………… 資料6

### 【4】そ の 他

- 〔1〕今後の行事予定について…………… 11

#### 〔2〕その他

### 【5】閉 会

令和5年度 第1回正副管理者会議出席者

[ 正副管理者 ]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深澤 義彦
副管理者 岩美町長	長戸 清
副管理者 智頭町長	金兒 英夫
副管理者 若桜町長	上川 元張
副管理者 八頭町長	吉田 英人
副管理者 鳥取市副市長	羽場 恭一

[ 鳥取県東部広域行政管理組合 ]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	鹿田 哲生
	次長兼総務福祉課長	小清水 輝彦
	総務福祉課課長補佐兼庶務係長	中本 恵
	総務福祉課主査	木原 真紀子
	環境衛生課長	坂本 清美
	環境衛生課課長補佐兼環境管理係長	有田 清則
	環境衛生課施設管理室長	瀬村 義浩
消 防 局	消防局長	鹿田 幸人
	次長兼消防総務課長	吉田 正
	消防総務課課長補佐	大坪 憲司
	警防課長	森 寛之
	警防課課長補佐	佐々木 雅人
	情報指令課長	坂本 文昭
	情報指令課課長補佐	森本 桂
	予防課長	田中 健
	予防課課長補佐	小松 利光

### 【3】議 事

[1]議会臨時会（令和5年5月19日招集予定）提出議案

1 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

《議案第10号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をい

う」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法

律第103号) 第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第34条の3中「最小」を「最少」に改める。

第36条第4号中「、かつ、歩行距離15メートル以下でその一に達し」を削る。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を見直すとともに、所要の整理を行うためである。

## 2 財産の取得について ≪議案第11号≫ (案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- 1 取得目的 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
  - (1) 種類 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車
  - (2) 数量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金160,600,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金14,600,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取県倉吉市越中町1740番地8  
有限会社岩谷ポンプ  
代表取締役 福田 和章

## 提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号）第3条の規定により議決を得るためである。



### 3 財産の取得について ≪議案第12号≫ (案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- 1 取得目的 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
  - (1) 種類 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
  - (2) 数量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金66,550,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金6,050,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市古海356番地1  
株式会社吉谷機械製作所  
取締役社長 吉谷 勇一郎

## 提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号）第3条の規定により議決を得るためである。

#### 4 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について《議案第13号》(案)

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について

次の者を鳥取県東部広域行政管理組合監査委員に選任することについて同意を求め  
る。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- 1 住 所 鳥取市面影一丁目7番9号
- 2 氏 名 湯 口 一 文
- 3 生年月日 昭和22年6月14日生

(略歴)

年 月	事 項
昭和41年 3月	最終学歴 鳥取県立鳥取西高等学校卒業
	経 歴
昭和55年 2月	株式会社徳田商店勤務
昭和58年 6月	税理士登録開業
平成 元年 3月	行政書士登録開業
平成 2年 1月	社会保険労務士登録開業
平成 3年 2月	有限会社おおえのき取締役 現在に至る。
12月	株式会社徳田商店退職
平成16年 4月	鳥取市監査委員
平成19年 4月	鳥取市代表監査委員
平成19年 7月	鳥取県東部広域行政管理組合代表監査委員 現在に至る。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を得るためである。

【4】その他

[1] 今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
5月11日(木) 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所 会議室	
5月19日(金) 10:00～	議会臨時会	鳥取市役所 議場	正副管理者出席

[2] その他